証券コード 8281
2020年６月11日

株 主 各 位

福島県郡山市朝日三丁目７番35号
ゼビオホールディングス株式会社
代表取締役社長 諸 橋 友 良

第48回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第48回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

なお、書面によって議決権を行使する場合は、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、折り返しご送付くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日　　時　2020年６月26日（金曜日）午前10時

2. 場　　所　福島県郡山市中町10番10号
郡山ビューホテルアネックス ４階
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）

3. 会議の目的事項

報 告 事 項　第48期（2019年４月１日から2020年３月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容、計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決 議 事 項

第１号議案　取締役５名選任の件

第２号議案　監査役１名選任の件

第３号議案　ストックオプションとして新株予約権を発行する件

4. 招集にあたっての決定事項

⑴ 議決権行使書のご返送は2020年６月25日（木曜日）午後５時までに到着するようにご投函ください。

⑵ 議決権の不統一行使をされる場合には、株主総会の３日前までに、議決権の不統一行使を行う旨とその理由を書面により会社にご提出ください。

以 上

……

【お知らせ】

１.インターネットによる開示について

提供すべき書面のうち、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、次に掲げる事項につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（http://www.xebio.co.jp/）に掲載しておりますので、本定時株主総会招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

①事業報告の会社の新株予約権等に関する事項
②事業報告の会社の体制及び方針
③連結計算書類の連結株主資本等変動計算書
④連結計算書類の連結注記表
⑤計算書類の株主資本等変動計算書
⑥計算書類の個別注記表

したがって、本定時株主総会招集ご通知の添付書類は、会計監査人または監査役が会計監査報告または監査報告書を作成するに際して監査した事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部であります。

また、事業報告、連結計算書類及び計算書類並びに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、上記当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

２.本株主総会の結果の開示について

本株主総会の結果は、当社ウェブサイト（http://www.xebio.co.jp/）に掲載させていただく予定です。

３.議決権行使書について

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

４.株主総会招集ご通知の英語訳について

以下は、本株主総会招集ご通知の英語訳が当社ウェブサイトに掲載されている旨を英文でお知らせするものです。

Notice:This is a convocation notice for the XEBIO Holdings CO., LTD. Shareholder's Meeting on June 26,2020.An English translation of this document is placed on the company's web-site(http://english.xebio.co.jp/).

当期の剰余金の配当について

当社は、会社法第459条の規定に基づき、取締役会の決議をもって剰余金の配当等を行うことができる旨を当社定款第38条に定めております。

当期の期末配当につきましては、2020年５月19日開催の取締役会において、剰余金の配当を行うことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせ申しあげます。

記

１.株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式１株につき15円

配当総額は、663,173,940円となります。

（これにより、年間配当金は、2019年12月10日に実施した中間配当金17円50銭と合わせ１株につき32円50銭となります。）

２.剰余金の配当が効力を生ずる日

2020年６月12日（金曜日）

以　上

添付書類

事　業　報　告

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

１．企業集団の現況に関する事項

⑴　事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、非製造業における雇用者数の増加や賃金上昇トレンドなど、所得環境の改善は続きましたが、2019年10月の消費増税による消費マインドの低下と度重なる自然災害、及び米中の景気減速などの影響を受けて、穏やかな景気回復ながら方向感が定まらない状態で推移しました。そして、2020年に入り日本国内で新型コロナウイルス感染症の拡大が発生したことで、国内外経済に深刻な影響が長期間に及ぶとの懸念が高まっており、先行きに大きな不透明感が広がっております。

スポーツ用品販売業界におきましては、健康志向や国際的なスポーツイベントの開催などでスポーツへの関心が高まる一方で、少子化の進行とライフスタイルの変化による一般競技スポーツ人口の減少、他業態からの参入による競争の激化、及びスポーツメーカーの自社ECサイトでのダイレクト販売の拡大など、事業環境は厳しさを増しております。

このような状況下、当社グループは、接客販売強化と客層拡大に向けての商品構成の拡充や新規出店・グループ内の既存店業態変更を行いました。しかし、記録的暖冬の影響や消費増税の反動、及び新型コロナウイルス感染症等による大幅な客数減少の影響も加わり、売上高では前連結会計年度比で2.7%の減収となりました。利益適正化に向けた取組みとしては、マーケット動向に対するきめの細かい対応の継続的な実施により、適正売価を維持したことで、前連結会計年度比で売上総利益率が1.4ポイント改善し、売上総利益は前連結会計年度比8億30百万円増加しました。販管費では、賃金単価の上昇を労働時間のコントロールで対処するなどの経費削減を実行しましたが、新規出店やシステム対応等により、前連結会計年度比13億49百万円増加しました。

国内小売事業以外では、ノンコア事業からの撤退や海外不採算店舗の閉鎖、政策保有株の売却といった総資産圧縮と利益率改善に取組みました。また、新型コロナウイルス感染症の翌期への業績影響を反映した固定資産の減損処理などを行った結果、特別損失が拡大しました。

出退店につきましては、既存店への業態追加・削減を中心に、国内外で102店舗を出店し109店舗を閉店しました。これらにより、当連結会計年度末におけるグループの総店舗数は、860店舗となり、グループ合計の売場面積は前連結会計年度末に比べて1,246坪増加して196,919坪となりました。

以上の結果、当連結会計年度における連結業績は、売上高2,253億12百万円（前連結会計年度比2.7%減）、営業利益52億47百万円（前連結会計年度比9.0%減）、経常利益58億42百万円（前連結会計年度比13.1%減）、親会社株主に帰属する当期純利益4億8百万円（前連結会計年度比78.3%減）となりました。

部門別の連結売上高については、次のとおりであります。

部門		第47期		第48期（当期）		前期比
		売上高	構成比	売上高	構成比	
		百万円	%	百万円	%	%
	ウィンタースポーツ	12,322	5.3	9,172	4.1	74.4
	ゴルフ	61,142	26.4	63,390	28.1	103.7
	一般競技スポーツ	81,579	35.2	75,883	33.7	93.0
	スポーツアパレル	31,885	13.8	30,117	13.4	94.5
	アウトドア・その他	34,564	14.9	34,744	15.4	100.5
スポーツ用品・用具計		221,494	95.6	213,308	94.7	96.3
ファッション衣料計		947	0.4	641	0.3	67.7
その他計		9,187	4.0	11,362	5.0	123.7
合計		231,629	100.0	225,312	100.0	97.3

（注）1．記載金額に消費税等は含まれておりません。
2．「その他計」は、クレジットカード事業収益、書籍及び食品等の販売、宿泊事業等を含んでおります。

主な商品部門別の概要は、次のとおりであります。

【ウィンタースポーツ部門】

ウィンタースポーツ部門は、記録的な暖冬による雪不足、及び降雪時期の遅れにより、全国的に営業状況や滑走状況に支障のあったスキー場が多く、ウィンタースポーツ参加の機会が減少したことで低調に推移いたしました。

以上の結果、ウィンタースポーツ部門の売上高は、前連結会計年度比25.6％の減少となりました。

【ゴルフ部門】

ゴルフ部門は、暖冬により防寒衣料小物やアパレルの販売は低調に推移しましたが、温暖な天候というプレー環境での追い風のもと、人気ブランドの新商品ローンチもあったことからグッズの販売は好調に推移いたしました。

以上の結果、ゴルフ部門の売上高は、前連結会計年度比3.7％の増加となりました。

【一般競技スポーツ部門】

一般競技スポーツ部門は、前年のワールドカップの反動や、ウェルネス用品におけるブームの一巡などの影響を受けたことに加え、学生需要を中心とした春先の本格的な需要時期にコロナウイルスの影響を受けたことで、主力商品が伸び悩み低調に推移いたしました。

以上の結果、一般競技スポーツ部門の売上高は、前連結会計年度比7.0％の減少となりました。

【スポーツアパレル部門】
スポーツアパレル部門は、長雨や冷夏、暖冬など大きな気候の変化に対応が遅れたことに加え、春の立ち上げ時期においてコロナウイルスの影響を受けたことで低調に推移いたしました。
以上の結果、スポーツアパレル部門の売上高は、前連結会計年度比5.5%の減少となりました。
【アウトドア・その他部門】
アウトドア・その他部門は、市場ニーズが高いアウトドアカジュアル用品が堅調だったことに加え、スポーツカジュアル用品では新規ブランドの品揃えを拡充したことにより、好調に推移いたしました。また、成長市場であるキャンプ用品は強化カテゴリーとして注力したことで好調に推移いたしました。
以上の結果、アウトドア・その他部門の売上高は、前連結会計年度比0.5%の増加となりました。

⑵ 対処すべき課題

世界規模で拡大する新型コロナウイルス感染症の影響により、わが国経済への影響が深刻なものとなり、厳しい経済状況が続くと予想されます。当社グループにおきましては、感染拡大防止の緊急事態宣言発出を受け、店舗の休業や営業時間短縮、及び売場を生活必需品に限定することなどによる営業の自粛、並びに学校の休校や部活動の休止などによる需要の低下の影響を受けて、2020年度に入り、売上はマイナス基調にて推移しています。
このような状況下、当社グループといたしましては、新型コロナウイルス感染症の影響による不測の事態に備え、期首以降に運転資金の確保を目的としてお取引金融機関より300億円の資金調達を実行する一方で、お客さまと従業員の安心・安全を確保し、第２波の発生にも対応できる運営体制を維持しながら、更なる市場変化への対応に努めて参りたいと考えています。2020年度につきましては、以下のテーマに重点をおいて取り組んでまいります。
①アフターコロナでの新生活様式に対応したマーチャンダイジングの構築
②店舗網のスクラップ＆ビルドの継続実行
③ガバナンス強化によるグループシナジーの創出
株主の皆様におかれましては、一層のご支援、ご協力を賜りますようお願い申しあげます。

⑶ 設備投資等の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は7,291百万円となりました。その主な投資といたしましては、当連結会計年度中の新規出店（102店舗）であり、その主な内訳は次のとおりであります。

時　　期	店　　名
2019年4月	ゴルフパートナー 豊田東新店（愛知県） ゴルフパートナー 函館昭和タウンプラザ店（北海道） ゴルフパートナー 山形吉原店（山形県） ゴルフパートナー 大樹瀬戸店（愛知県） ゴルフパートナー 盛岡みたけ店（岩手県） ネクサス 盛岡みたけ店（岩手県） トランスビュー セレターカントリークラブ店（シンガポール）
2019年5月	ゴルフパートナー 帯広いっきゅう店（北海道） ゴルフパートナー 名古屋富田店（愛知県） ゴルフパートナー スターフィールドゴヤン店（韓国）
2019年6月	ゴルフパートナー ヨンドゥンポタイムスクウェア店（韓国） ＰＧＡ ＴＯＵＲ ＳＵＰＥＲＳＴＯＲＥ 入間店（埼玉県） エルブレス 東大阪菱江店（大阪府）
2019年7月	エルブレス ゆめタウン徳島店（徳島県） エルブレス 日立城南店（茨城県） エルブレス アピタ富山東店（富山県） エルブレス 埼玉ららぽーと富士見店（埼玉県）
2019年8月	トランスビュー サウジャナゴルフ＆カントリークラブ店（マレーシア）
2019年9月	ゴルフパートナー アウトレット伊勢崎店（群馬県） ゴルフパートナー 大宮カントリークラブ店（埼玉県） ゴルフパートナー 北神戸ゴルフ場店（兵庫県）
2019年10月	ゴルフパートナー フェアモール松任店（石川県） ゴルフパートナー イオン銚子店（千葉県）

時　　期	店　　名
2019年10月	ゴルフパートナー 足利店（栃木県） ゴルフパートナー 北見店（北海道） ゴルフパートナー 松山問屋町店（愛媛県） エルブレス ららぽーと甲子園店（兵庫県） エルブレス ららぽーと和泉店（大阪府） エルブレス ららぽーとＥＸＰＯＣＩＴＹ店（大阪府） スーパースポーツゼビオ ららぽーと沼津店（静岡県） ＰＧＡ ＴＯＵＲ ＳＵＰＥＲＳＴＯＲＥ 伊勢崎店（群馬県） ゼビオスポーツエクスプレス 伊勢崎店（群馬県） ゴルフパートナー 巣鴨店（東京都） ゴルフパートナー 広島八木店（広島県） ゴルフパートナー Ｒ６松戸店（千葉県）
2019年11月	ゴルフパートナー 新潟亀田店（新潟県） ゴルフパートナー 大阪守口店（大阪府） ゴルフパートナー うるま店（沖縄県） ジアシス 津ラッツ店（三重県） Ｂ.Ｂ.パートナー 千葉ニュータウン店（千葉県） ゴルフパートナー 鈴鹿ラッツ店（三重県） ゴルフパートナー 上越店（新潟県） ゴルフパートナー ゆめモール下関店（山口県）
2019年12月	ゴルフパートナー 天童店（山形県） ゴルフパートナー 福島矢野目店（福島県） ゴルフパートナー 福岡春日店（福岡県） ゴルフパートナー ゆめタウン宇部店（山口県） ゴルフパートナー ピオニウォーク東松山店（埼玉県）
2020年1月	ゴルフパートナー 大分店（大分県） ゴルフパートナー 岸和田今木店（大阪府） ゴルフパートナー 阪神ゴルフ大正店（大阪府）

時　　期	店　　名
2020年1月	ゴルフパートナー 名古屋砂田橋店（愛知県） ゴルフパートナー 八千代店（千葉県） ゴルフパートナー アクロスプラザ佐世保藤原町店（長崎県）
2020年2月	ゴルフパートナー セントラルシティ和歌山店（和歌山県） トランスビュー キアングワン店（タイ） ゴルフパートナー キアングワン店（タイ） ゴルフパートナー Ｒ１６千葉北インターインドア練習場（千葉県）
2020年3月	ゴルフパートナー ららぽーと豊洲店（東京都） ゴルフパートナー タラオカントリークラブ店（滋賀県）

⑷　資金調達の状況

当連結会計年度における資金調達は、自己資金のほか金融機関からの借入金をもって充当いたしました。

(5) 財産及び損益の状況の推移

区分	第45期	第46期	第47期	第48期（当期）
	2017年3月期	2018年3月期	2019年3月期	2020年3月期
売上高（百万円）	223,353	234,595	231,629	225,312
経常利益（百万円）	7,499	11,389	6,725	5,842
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	2,991	4,249	1,884	408
1株当たり当期純利益（円）	66.89	95.08	42.41	9.23
総資産（百万円）	188,744	188,131	184,054	182,921
純資産（百万円）	116,779	119,682	118,481	117,251
1株当たり純資産（円）	2,603.52	2,665.51	2,667.14	2,640.13

（注）1．記載金額に消費税等は含まれておりません。
2．1株当たり当期純利益は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(6) 重要な子会社の状況

名称	資本金	議決権比率	主要な事業内容
ゼビオ株式会社	100百万円	100.0%	スポーツ用品等小売事業
株式会社ヴィクトリア	100百万円	100.0%	スポーツ用品等小売事業
株式会社ゴルフパートナー	100百万円	100.0%	スポーツ用品等小売事業
クロススポーツマーケティング株式会社	29百万円	100.0%	マーケティングエージェント事業
ゼビオコミュニケーションネットワークス株式会社	10百万円	100.0%	ゼビオグループ戦略構築
クロステックスポーツ株式会社	10百万円	100.0%	海外窓口業務、R＆D業務事業

（注）1．当事業年度末日における特定完全子会社の状況は、次のとおりであります。

特定完全子会社の名称	ゼビオ株式会社
特定完全子会社の住所	福島県郡山市朝日三丁目7番35号
特定完全子会社の株式の帳簿価額	39,086百万円
当社の総資産額	108,831百万円

⑺ 主要な事業内容（2020年３月31日現在）

当社グループは、当社及び子会社39社で構成されており、スポーツ用品・用具及び衣料を中心とした一般小売事業を主たる事業としております。また、スポーツマーケティング事業、商品開発事業、クレジットカード事業及びWEBサイト運営事業等を展開しております。

各事業の内容は次のとおりであります。

①一般小売事業

（スポーツ事業）

ゼビオ株式会社	業態 スーパースポーツゼビオドーム
（子会社）	スーパースポーツゼビオ
	ゼビオスポーツ
	ゼビオスポーツエクスプレス
	PGA TOUR SUPERSTORE（ゴルフ専門店）
株式会社ヴィクトリア	業態 ヴィクトリア
（子会社）	ヴィクトリアゴルフ（ゴルフ専門店）
	エルブレス（アウトドア専門店）
	タケダスポーツ
	ネクサス
株式会社ゴルフパートナー	業態 ゴルフパートナー
（子会社）	フェスティバルゴルフ

（ファッション事業）

ゼビオ株式会社	業態 next（ネクスト）
	X'tyle（エクスタイル）
	ルーキーUSA

（その他）

ゼビオ株式会社	業態 X'tyle Vision（エクスタイル　ビジョン）
	スポーツメガネ・サングラス専門店
	Xiasis（ジアシス）
	スポーツドラッグ専門店
株式会社パステル	業態 パステル
（子会社）	ファンシー文具・雑貨専門店

②その他事業

クロススポーツマーケティング株式会社（子会社）

マーケティングエージェント事業等

ゼビオコミュニケーションネットワークス株式会社（子会社）

ゼビオグループ戦略構築等

クロステックスポーツ株式会社（子会社）

海外窓口業務、R&D業務事業等

⑻ 主要な事業所及び店舗（2020年３月31日現在）

① 当社

本社	福島県郡山市朝日三丁目７番35号
東京オフィス	東京都千代田区神田錦町３丁目20番地 錦町トラッドスクエア

② 子会社

ゼビオ株式会社	福島県郡山市朝日三丁目７番35号
宇都宮ﾍｯﾄﾞｵﾌｨｽ	栃木県宇都宮市星が丘２丁目１番８号
東京オフィス	東京都千代田区神田錦町３丁目20番地 錦町トラッドスクエア
店舗	408店舗

北海道	24店舗	青森県	10店舗	岩手県	8店舗	宮城県	19店舗
秋田県	8店舗	山形県	8店舗	福島県	28店舗	茨城県	18店舗
栃木県	8店舗	群馬県	5店舗	埼玉県	19店舗	千葉県	20店舗
東京都	8店舗	新潟県	16店舗	富山県	5店舗	石川県	3店舗
福井県	2店舗	長野県	18店舗	岐阜県	2店舗	静岡県	9店舗
愛知県	19店舗	三重県	8店舗	滋賀県	2店舗	京都府	3店舗
大阪府	26店舗	兵庫県	14店舗	奈良県	3店舗	和歌山県	2店舗
島根県	4店舗	岡山県	4店舗	広島県	8店舗	山口県	2店舗
徳島県	5店舗	香川県	3店舗	愛媛県	4店舗	高知県	5店舗
福岡県	30店舗	佐賀県	1店舗	熊本県	7店舗	大分県	3店舗
長崎県	2店舗	宮崎県	6店舗	鹿児島県	3店舗	沖縄県	6店舗

株式会社ヴィクトリア　東京都千代田区神田錦町３丁目20番地 錦町トラッドスクエア

ヴィクトリアカンパニー　東京都千代田区神田錦町３丁目20番地 錦町トラッドスクエア

店舗　118店舗

埼玉県　8店舗　千葉県　3店舗　東京都　66店舗　神奈川県　41店舗

ネクサスカンパニー　岩手県盛岡市みたけ２丁目８番40号

店舗　29店舗

青森県　5店舗　岩手県　10店舗　宮城県　2店舗　秋田県　8店舗
山形県　4店舗

株式会社ゴルフパートナー　東京都千代田区神田錦町３丁目20番地 錦町トラッドスクエア

直営店舗　220店舗

北海道　8店舗　青森県　2店舗　岩手県　4店舗　秋田県　3店舗
山形県　3店舗　福島県　6店舗　茨城県　11店舗　栃木県　1店舗
群馬県　6店舗　埼玉県　9店舗　千葉県　22店舗　東京都　32店舗
神奈川県　18店舗　新潟県　3店舗　石川県　2店舗　岐阜県　1店舗
静岡県　3店舗　愛知県　11店舗　三重県　6店舗　滋賀県　1店舗
大阪府　20店舗　兵庫県　6店舗　奈良県　3店舗　和歌山県　1店舗
岡山県　2店舗　広島県　5店舗　山口県　3店舗　徳島県　1店舗
香川県　1店舗　愛媛県　1店舗　福岡県　9店舗　佐賀県　2店舗
熊本県　4店舗　大分県　2店舗　長崎県　1店舗　宮崎県　2店舗
鹿児島県　2店舗　沖縄県　3店舗

株式会社パステル　福島県郡山市喜久田町字前北原53番地の26

店舗　34店舗

青森県　4店舗　岩手県　1店舗　秋田県　1店舗　福島県　6店舗
茨城県　5店舗　群馬県　1店舗　埼玉県　3店舗　千葉県　2店舗
東京都　3店舗　神奈川県　4店舗　山梨県　2店舗　静岡県　2店舗

クロススポーツマーケティング株式会社	東京都千代田区神田錦町３丁目20番地 錦町トラッドスクエア
ゼビオコミュニケーションネットワークス株式会社	東京都千代田区神田小川町三丁目４番２号 御茶ノ水三四ビル
クロステックスポーツ株式会社	福島県郡山市朝日三丁目７番35号

⑼ 従業員の状況（2020年３月31日現在）

従業員数	前期末比
2,689名	29名減

（注）１．従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であります。
２．上記従業員数には、パートタイマー及びアルバイト6,274名（１日実働８時間換算）は含んでおりません。

⑽ 主要な借入先の状況（2020年３月31日現在）

借入先	借入金残高
株式会社東邦銀行	500百万円
株式会社青森銀行	500百万円
株式会社みちのく銀行	500百万円
株式会社福島銀行	200百万円

これらの借入金は連結子会社によるノンリコースローンであり、当該ローンの返済は該当子会社の保有資産の範囲内に限定されます。

2．会社の株式に関する事項（2020年３月31日現在）

⑴ **発行可能株式総数** 135,000,000株

⑵ **発行済株式の総数** 47,911,023株

⑶ **株主数** 22,215名

⑷ **大株主の状況**

株主名	持株数	持株比率
有限会社サンビック	8,252,605株	18.7%
公益財団法人諸橋近代美術館	4,500,000	10.2
有限会社ティー・ティー・シー	4,121,466	9.3
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,404,800	5.4
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	2,154,300	4.9
諸橋輝子	1,392,364	3.1
諸橋友良	1,173,450	2.7
諸橋寛子	900,897	2.0
SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	884,902	2.0
THE BANK OF NEW YORK 133972	875,000	2.0

（注）１．当社は、自己株式3,699,427株を保有しており、上記の大株主から除外しております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

２．信託銀行の所有株式数には、信託業務に係る株式数が含まれております。

3．会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（2020年３月31日現在）

氏　　名	会社における地位	担当及び重要な兼職の状況
諸　橋　友　良	代表取締役社長	ゼビオ株式会社　取締役 株式会社ヴィクトリア　取締役
北　澤　　猛	取　締　役	クロステックスポーツ株式会社 監査役 賽標（成都）体育用品有限公司　監事 Golf Partner Korea Co.,Ltd.　監事
谷　代　正　毅	取　締　役	Berkeley Research Group　顧問
石　綿　　学	取　締　役	弁　護　士 森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士 株式会社ユナイテッドアローズ　社外取締役 株式会社デジタルハーツホールディングス 社外取締役 東京大学大学院法学政治学研究科　客員教授
太　田　道　彦	取　締　役	セゾン自動車火災保険株式会社　監査役 応用地質株式会社　社外取締役 ユニチカ株式会社　社外取締役
加　藤　則　宏	常勤監査役	ゼビオ株式会社　監査役 ゼビオコーポレート株式会社　監査役
小谷野　幹　雄	監　査　役	公　認　会　計　士 小谷野公認会計士事務所所長 小谷野税理士法人　代表社員 株式会社ヴィクトリア　監査役 日本システムウェア株式会社 社外取締役監査等委員
髙　久　敏　雄	監　査　役	税　理　士 髙久敏雄税理士事務所　所長

（注）１．取締役谷代正毅氏、石綿学氏、太田道彦氏は、社外取締役であります。
２．監査役小谷野幹雄氏、髙久敏雄氏は、社外監査役であります。
３．取締役石綿学氏は弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有するものであります。
４．監査役小谷野幹雄氏は公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
５．監査役髙久敏雄氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
６．当社は、取締役谷代正毅氏を東京証券取引所が指定を義務付ける独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

⑵ 取締役及び監査役の報酬等の額

区　　分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	5名 (3名)	113百万円 (18百万円)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	13百万円 (6百万円)

(注) 1．取締役の報酬限度額は、2015年6月26日開催の定時株主総会において年額300百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議をいただいております。
2．監査役の報酬限度額は、2005年6月29日開催の定時株主総会において年額30百万円以内と決議をいただいております。
3．支給額には、当事業年度に係る役員賞与引当金繰入額15百万円（取締役1名に対し15百万円）、ストックオプションとして付与した新株予約権に係る当事業年度中の費用計上額（取締役2名に対し19百万円）が含まれております。
4．上記のほか、社外監査役が当社の子会社から当期中に受けた役員報酬等の総額は2百万円です。

⑶ 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・取締役谷代正毅氏は、Berkeley Research Groupの顧問を兼務しております。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
・取締役石綿学氏は、森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士、株式会社ユナイテッドアローズ、株式会社デジタルハーツホールディングスの社外取締役及び東京大学大学院法学政治学研究科の客員教授を兼務しております。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
・取締役太田道彦氏は、セゾン自動車火災保険株式会社の監査役、応用地質株式会社、ユニチカ株式会社の社外取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。
・監査役小谷野幹雄氏は、小谷野公認会計士事務所所長、小谷野税理士法人代表社員、子会社株式会社ヴィクトリアの監査役及び日本システムウェア株式会社の社外取締役監査等委員を兼務しております。当社と小谷野公認会計士事務所、小谷野税理士法人及び日本システムウェア株式会社との間には特別な関係はありません。
・監査役髙久敏雄氏は、髙久敏雄税理士事務所所長を兼務しております。当社と兼職先との間には特別な関係はありません。

②取締役会への出席状況及び発言状況

・取締役谷代正毅氏は当期開催の取締役会39回に出席（出席率100％）し、経営的見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
・取締役石綿学氏は当期開催の取締役会38回に出席（出席率97％）し、弁護士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
・取締役太田道彦氏は当期開催の取締役会39回に出席（出席率100％）し、経営的見地から意見を述べるなど取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
・監査役小谷野幹雄氏は当期開催の取締役会39回に出席（出席率100％）し、公認会計士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。
・監査役髙久敏雄氏は当期開催の取締役会38回に出席（出席率97％）し、税理士としての専門的見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。

③監査役会への出席状況及び発言状況

・監査役小谷野幹雄氏は当期開催の監査役会16回に出席（出席率100％）し、公認会計士としての専門的見地からの発言を行っております。
・監査役髙久敏雄氏は当期開催の監査役会15回に出席（出席率94％）し、税理士としての専門的見地からの発言を行っております。

⑷ 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役並びに各監査役との間では、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額としております。

４．会計監査人の状況

⑴　会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

⑵　当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40百万円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	80百万円

（注）１．当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

２．監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

⑶　非監査業務の内容

当社は会計監査人に対して、公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務（非監査業務）であるコンサルティング業務を委託し、対価を支払っております。

⑷　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役会は監査役全員の同意に基づき会計監査人の解任を決定いたします。

また、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査役会規程に則り会計監査人の解任または不再任に関する議案を株主総会に提案することといたしますが、その内容は監査役会が決定いたします。

（注）本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

連結貸借対照表

(2020年３月31日現在)

(単位　百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**118,397**	**流動負債**	**54,980**
現金及び預金	12,493	支払手形及び買掛金	14,865
受取手形及び売掛金	19,654	電子記録債務	24,375
営業貸付金	1,508	短期借入金	414
商品	75,343	未払法人税等	1,216
未収還付法人税等	470	賞与引当金	801
その他	9,340	役員賞与引当金	15
貸倒引当金	△413	ポイント引当金	1,448
		その他	11,843
固定資産	**64,524**	**固定負債**	**10,689**
有形固定資産	**34,316**	長期借入金	1,844
建物及び構築物	14,723	リース債務	2,483
土地	15,426	退職給付に係る負債	856
リース資産	1,457	役員退職慰労引当金	59
建設仮勘定	93	資産除去債務	4,468
その他	2,614	その他	976
無形固定資産	**5,035**	**負債合計**	**65,670**
のれん	2,703	**純資産の部**	
ソフトウエア	1,036	**株主資本**	**116,784**
その他	1,295	**資本金**	**15,935**
投資その他の資産	**25,172**	**資本剰余金**	**16,120**
投資有価証券	784	**利益剰余金**	**91,226**
長期貸付金	51	**自己株式**	**△6,498**
繰延税金資産	4,925	**その他の包括利益累計額**	**△60**
差入保証金	2,499	**その他有価証券評価差額金**	**△8**
敷金	14,278	**為替換算調整勘定**	**662**
投資不動産	1,730	**退職給付に係る調整累計額**	**△713**
退職給付に係る資産	11	**新株予約権**	**491**
その他	1,212	**非支配株主持分**	**35**
貸倒引当金	△320	**純資産合計**	**117,251**
資産合計	**182,921**	**負債純資産合計**	**182,921**

連結損益計算書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位　百万円）

科　目	金　額	
売上高		**225,312**
売上原価		**136,585**
売上総利益		**88,727**
販売費及び一般管理費		**83,479**
営業利益		**5,247**
営業外収益		
受取利息	46	
受取配当金	15	
不動産賃貸料	941	
業務受託料	344	
その他	658	**2,005**
営業外費用		
支払利息	26	
為替差損	27	
不動産賃貸費用	797	
業務受託費用	341	
貸倒引当金繰入額	15	
その他	200	**1,409**
経常利益		**5,842**
特別利益		
固定資産売却益	102	
投資有価証券売却益	193	
受取保険金	63	
新株予約権戻入益	70	
補助金収入	201	**632**
特別損失		
固定資産除却損	204	
固定資産売却損	1	
減損損失	2,710	
災害による損失	59	
投資有価証券評価損	61	
店舗閉鎖損失	49	
固定資産圧縮損	201	**3,289**
税金等調整前当期純利益		**3,186**
法人税、住民税及び事業税	2,795	
法人税等調整額	△29	**2,766**
当期純利益		**420**
非支配株主に帰属する当期純利益		**11**
親会社株主に帰属する当期純利益		**408**

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書　謄　本

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

ゼビオホールディングス株式会社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人 トーマツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　鈴木　努　㊞

指定有限責任社員 業務執行社員　公認会計士　外賀友明　㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ゼビオホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ゼビオホールディングス株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位　百万円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**34,672**	**流動負債**	**1,417**
現金及び預金	1,039	未払金	720
関係会社短期貸付金	31,000	未払法人税等	105
前払費用	161	前受収益	207
未収金	2,108	賞与引当金	5
未収還付法人税等	360	役員賞与引当金	15
その他	5	その他	363
貸倒引当金	△3	**固定負債**	**851**
		退職給付引当金	7
固定資産	**74,158**	役員退職慰労引当金	59
有形固定資産	**15,036**	預り保証金	69
建物	7,059	資産除去債務	697
構築物	130	その他	16
工具、器具及び備品	68	**負債合計**	**2,268**
土地	7,773	**純資産の部**	
建設仮勘定	3	**株主資本**	**106,080**
その他	1	**資本金**	**15,935**
無形固定資産	**675**	**資本剰余金**	**16,167**
ソフトウエア	675	資本準備金	15,907
その他	0	その他資本剰余金	259
投資その他の資産	**58,446**	**利益剰余金**	**80,475**
投資有価証券	402	利益準備金	802
関係会社株式	50,700	その他利益剰余金	79,672
関係会社出資金	845	別途積立金	72,050
長期貸付金	12	繰越利益剰余金	7,622
関係会社長期貸付金	3,057	**自己株式**	**△6,498**
前払年金費用	8	**評価・換算差額等**	**△8**
繰延税金資産	2,336	**その他有価証券評価差額金**	**△8**
差入保証金	6	**新株予約権**	**491**
敷金	992	**純資産合計**	**106,562**
投資不動産	1,665		
その他	414		
貸倒引当金	△1,993		
資産合計	**108,831**	**負債純資産合計**	**108,831**

損　益　計　算　書

（2019年４月１日から
2020年３月31日まで）

（単位　百万円）

科　　目	金　　額	
営業収益		**10,951**
営業費用		**5,089**
営業利益		**5,861**
営業外収益		
受取利息	248	
受取配当金	14	
不動産賃貸料	355	
その他	35	**652**
営業外費用		
支払利息	19	
為替差損	93	
不動産賃貸費用	216	
その他	10	**340**
経常利益		**6,174**
特別利益		
固定資産売却益	84	
投資有価証券売却益	193	
受取保険金	1	
新株予約権戻入益	70	**350**
特別損失		
固定資産除却損	4	
固定資産売却損	0	
減損損失	206	
災害による損失	4	
投資有価証券評価損	60	
関係会社株式評価損	1,119	
貸倒引当金繰入額	922	**2,316**
税引前当期純利益		**4,208**
法人税、住民税及び事業税	672	
法人税等調整額	△10	**661**
当期純利益		**3,546**

会計監査人の監査報告書　謄　本

独立監査人の監査報告書

2020年5月27日

ゼビオホールディングス株 式 会 社
取　締　役　会　御中

有限責任監査法人 ト ー マ ツ
東　京　事　務　所

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　鈴 木　　努 ㊞

指定有限責任社員
業 務 執 行 社 員　公認会計士　外 賀 友 明 ㊞

監査意見
　当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ゼビオホールディングス株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第48期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。
　当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠
　当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任
　経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。
　計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。
　監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告書　謄　本

監　査　報　告　書

当監査役会は、２０１９年４月１日から２０２０年３月３１日までの第４８期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法およびその内容

（１）監査役会は、監査の方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

（２）各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第１００条第1項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）ついて、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制」（会社計算規則第１３１条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成１７年１０月２８日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討しました。

2．監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

２０２０年5月２８日

ゼビオホールディングス株式会社　監査役会

常勤監査役	加　藤　則　宏	㊞
社外監査役	小谷野　幹　雄	㊞
社外監査役	髙　久　敏　雄	㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　取締役５名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役５名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏　名	当社における地位	
1	諸橋（もろはし）　友良（ともよし）	代表取締役社長	再任
2	北澤（きたざわ）　猛（たけし）	取締役	再任
3	谷代（やしろ）　正毅（まさたけ）	社外取締役	再任　社外　独立
4	石綿（いしわた）　学（がく）	社外取締役	再任　社外
5	太田（おおた）　道彦（みちひこ）	社外取締役	再任　社外

再任　再任取締役候補者　社外　社外取締役候補者　独立　証券取引所の定めに基づく独立役員

候補者番号 1 | 諸橋 友良（もろはし ともよし）（1964年8月28日生） 再任

略歴、当社における地位及び担当

1994年12月　当社入社
2000年 5 月　当社執行役員営業本部スポーツ事業部副部長
2000年 6 月　当社取締役・執行役員営業本部スポーツ事業部副部長
2001年10月　当社取締役スポーツ事業部長
2002年 7 月　当社常務取締役営業本部長
2003年 2 月　当社代表取締役社長（現任）

重要な兼職の状況：ゼビオ株式会社取締役、株式会社ヴィクトリア取締役、クロスアライアンス株式会社代表取締役

所有する当社株式の数：1,173,450株

在任年数：17年

取締役会出席状況：39/39回

取締役候補者とした理由

経営者として豊富な経験と幅広い見識を有し、これまで当社代表取締役としてリーダーシップを発揮するとともに、当社における様々な職務経験は当社グループの重要事項の決定及び職務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけると判断し選任しております。

候補者番号 2 | 北澤（きたざわ） 猛（たけし）（1950年11月4日生） 再任

略歴、当社における地位及び担当

1974年 4 月　株式会社トーメン入社
2000年 4 月　上海トーメン社社長
2004年 4 月　株式会社トーメン繊維素材部長
2005年 1 月　同社繊維原料部長
2008年 4 月　当社執行役員人材開発部門長兼人事担当役員補佐
2008年 6 月　当社取締役（現任）

重要な兼職の状況：クロステックスポーツ株式会社監査役、賽標（成都）体育用品有限公司監事
Golf Partner Korea Co.,Ltd.監事

所有する当社株式の数：0株

在任年数：12年

取締役会出席状況：39/39回

取締役候補者とした理由

商社での職務経験を通じ幅広い見識を有するとともに、当社において人事改革・人材開発担当執行役員を経験するなど、当社グループの重要事項の決定及び職務執行の監督等に十分な役割を果たしていただけると判断し選任しております。

候補者番号 3

谷代 正毅（やしろ まさたけ）（1943年12月11日生）

再任 | 社外 | 独立

略歴、当社における地位及び担当

1967年４月　株式会社日本興業銀行入行
1993年６月　同行ロサンゼルス支店長
1996年６月　同行常任監査役
1999年６月　同行常務執行役員
2002年４月　ユーシーカード株式会社代表取締役副社長
2004年６月　富士重工業株式会社常勤監査役
2006年６月　当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況：Berkeley Research Group 顧問

所有する当社株式の数：0株

在任年数：14年

取締役会出席状況：39/39回

社外取締役候補者とした理由
銀行での職務経験を通じ幅広い見識を有するとともに、これまで培ってきた知識、経験等を当社の財務面に活かしていただけるものと判断し選任しております。

候補者番号 4

石綿（いしわた） 学（がく）（1970年11月16日生）

再任 | 社外

略歴、当社における地位及び担当

1997年４月　弁護士登録（第二東京弁護士会）
1997年４月　森綜合法律事務所（現　森・濱田松本法律事務所）入所
2008年６月　当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況：弁護士、森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士、株式会社ユナイテッドアローズ社外取締役、株式会社デジタルハーツホールディングス社外取締役、東京大学大学院法学政治学研究科客員教授

所有する当社株式の数：0株

在任年数：12年

取締役会出席状況：38/39回

社外取締役候補者とした理由
弁護士の資格を有しており、これまでの経験、知識等を当社の内部統制面をはじめ、法務面に活かしていただけるものと判断し選任しております。なお、同氏は、過去に社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断しております。

候補者番号 5

太田道彦（おおたみちひこ）（1952年12月8日生）　再任　社外

略歴、当社における地位及び担当

1975年 4 月　丸紅株式会社入社
2008年 4 月　同社常務執行役員ライフスタイル部門長
2009年 6 月　同社代表取締役常務執行役員
2010年 4 月　同社代表取締役専務執行役員
2012年 4 月　同社代表取締役副社長執行役員
2013年 4 月　同社副社長執行役員アセアン支配人
東アジア総代表、南西アジア支配人
丸紅アセアン会社社長
2014年 6 月　同社代表取締役副社長執行役員
2015年 4 月　同社副会長
2016年 6 月　当社社外取締役（現任）

重要な兼職の状況：セゾン自動車火災保険株式会社監査役、応用地質株式会社社外取締役、ユニチカ株式会社社外取締役

所有する当社株式の数：0株

在任年数：4年

取締役会出席状況：39/39回

社外取締役候補者とした理由

商社で培ってきた国内外での幅広い知識、経験等を当社グループの海外事業やその他の事業展開に活かしていただけるものと判断し選任しております。

（注）1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 谷代正毅氏、石綿学氏、太田道彦氏は社外取締役候補者であります。
谷代正毅氏は社外取締役候補者であり、当社は同氏を東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員として同取引所に届け出ております。
3. 社外取締役との責任限定契約について
当社は、社外取締役として有用な人材を迎えることができるよう、定款において、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより当社は、谷代正毅氏、石綿学氏、太田道彦氏との間で、当該責任限定契約を締結しております。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該社外取締役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。
なお、谷代正毅氏、石綿学氏、太田道彦氏の再任が承認可決された場合、同契約を継続する予定であります。

第２号議案　監査役１名選任の件

監査役加藤則宏氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、監査役１名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

干川（ほし かわ）　勇一（ゆう いち）（1960年10月１日生）　新任

略歴、当社における地位

1979年４月　当社入社
1989年４月　当社スポーツ商品二部長
2002年４月　当社店舗運営部西日本ブロック長
2003年４月　当社人事部長
2009年６月　当社総務部長
2015年10月　ゼビオコーポレート株式会社グループ総務部長（現任）

重要な兼職の状況：重要な兼職はございません。

所有する当社株式の数：1,000株

監査役候補者とした理由

長年にわたって培われた経営幹部としての幅広く高度な知見と豊富な経験により、経営の監視や適切な助言をいただけるものと判断し選任しております。

（注）1. 干川勇一氏は、新任の監査役候補者であります。
2. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
3. 監査役との責任限定契約について
当社は、定款において、監査役との間で、当社の損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。干川勇一氏が監査役に就任した場合には、同氏との間で当該責任限定契約を締結する予定であります。
その契約内容の概要は次のとおりであります。
・監査役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、法令に定める最低責任限度額を限度としてその責任を負う。
・上記の責任限定が認められるのは、当該監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意かつ重大な過失がないときに限るものとする。

第３号議案　ストックオプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、次の要領により、当社及び連結子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、特に有利な条件をもって新株予約権を発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することのご承認をお願いするものです。

なお、当社取締役に対する本新株予約権の発行は、取締役に対する金銭ではない報酬に該当し、またその額も確定していないため、報酬として割当てる新株予約権の算定方法も合わせてご承認をお願いするものです。

なお、第１号議案をご承認いただきますと、本新株予約権の割当てを受けることになる当社取締役は２名（社外取締役３名は除く。）となります。

新株予約権の内容は以下のとおりです。

１．特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社グループの業績向上や企業価値の増大、株主重視の経営意識を高めるためのインセンティブを与えることを目的として、次の要領により新株予約権を発行するものです。

２．新株予約権発行の要領

⑴　新株予約権の割当てを受ける者

当社及び連結子会社の取締役、執行役員、従業員

⑵　新株予約権の目的となる株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とする。

新株予約権１個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は100株とする。

ただし、新株予約権を割当てる日（以下、「割当日」という。）以降、当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）または株式併合を行う場合は次の算式により付与株式数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数について行われ、調整の結果生じる１株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割・株式併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日（基準日を定めないときは、その効力発生日）以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

ただし、剰余金の額を減少して資本金または準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降これを適用する。

また、上記の他、割当日後、当社が合併、会社分割または株式交換を行う場合及びその他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合、当社は、当社取締役会において必要と認める付与株式数の調整を行うことができる。

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は、普通株式300,000株を上限とする。

ただし、付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に発行する新株予約権の総数を乗じた数に調整されるものとする。

⑶　新株予約権の数

3,000個を発行する新株予約権の上限とする。なお、従来のストックオプションとしての新株予約権の付与の状況、その他の諸般の事情を考慮して、当社取締役への新株予約権の割当数は、300個を上限とする。

⑷　新株予約権と引換えに払込む金額

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

⑸　各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に当該新株予約権に係る付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、割当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（以下「終値」という。）の平均値に1.03を乗じた金額とし、１円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が割当日の終値（当日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、割当日の終値とする。なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合には、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$調整後行使価額＝調整前行使価額\times\frac{1}{分割・併合の比率}$$

また、割当日後、当社が当社普通株式につき、時価を下回る価額で新株を発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる１円未満の端数は切り上げる。

$$\begin{array}{l}調整後\\行使価額\end{array}=\begin{array}{l}調整前\\行使価額\end{array}\times\frac{\begin{array}{l}既発行\\株式数\end{array}+\frac{\begin{array}{l}新規発行\\株式数\end{array}\times\begin{array}{l}1株当たり\\払込金額\end{array}}{時\quad価}}{既発行株式数＋新規発行株式数}$$

なお、上記の算式において、「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式の総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除して得た数とし、当社普通株式に係る自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式」に読み替えるものとする。

上記ほか、割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額の調整を必要とする事由が生じた場合には、取締役会の決議により合理的な範囲で行使価額を調整するものとする。

⑹　新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日から２年を経過した日の翌日から５年以内

⑺　新株予約権の行使の条件及び制限

①新株予約権者は、権利行使時において当社の取締役、執行役員もしくは従業員及び連結子会社の取締役、執行役員もしくは従業員の地位にあることを要する。

②新株予約権の相続はこれを認めない。

③その他の行使の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者の間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

⑻　新株予約権の取得条項

①新株予約権者が上記⑺による新株予約権の行使の条件を満たさなくなった場合、その他理由のいかんを問わず権利を行使することができなくなった場合、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

②当社が消滅会社となる合併契約の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転の議案、または当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案が株主総会で承認された場合は、取締役会が別途定める日に、当社は新株予約権を無償で取得することができる。

⑼　譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要するものとする。

⑽　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

①新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い算出される資本金等増加限度額の２分の１の金額とし、計算の結果１円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

②新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、前記の資本金等増加限度額から前記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑾　端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

⑿　取締役に対する報酬等の具体的な算定方法及び新株予約権の公正価額の算定基準

取締役に対する報酬等の具体的な算定方法は、新株予約権１個当たりの公正価額に、新株予約権の割当日に在任する当社取締役（社外取締役を除く。）に割当てる新株予約権の総数を乗じて得られる価額とする。

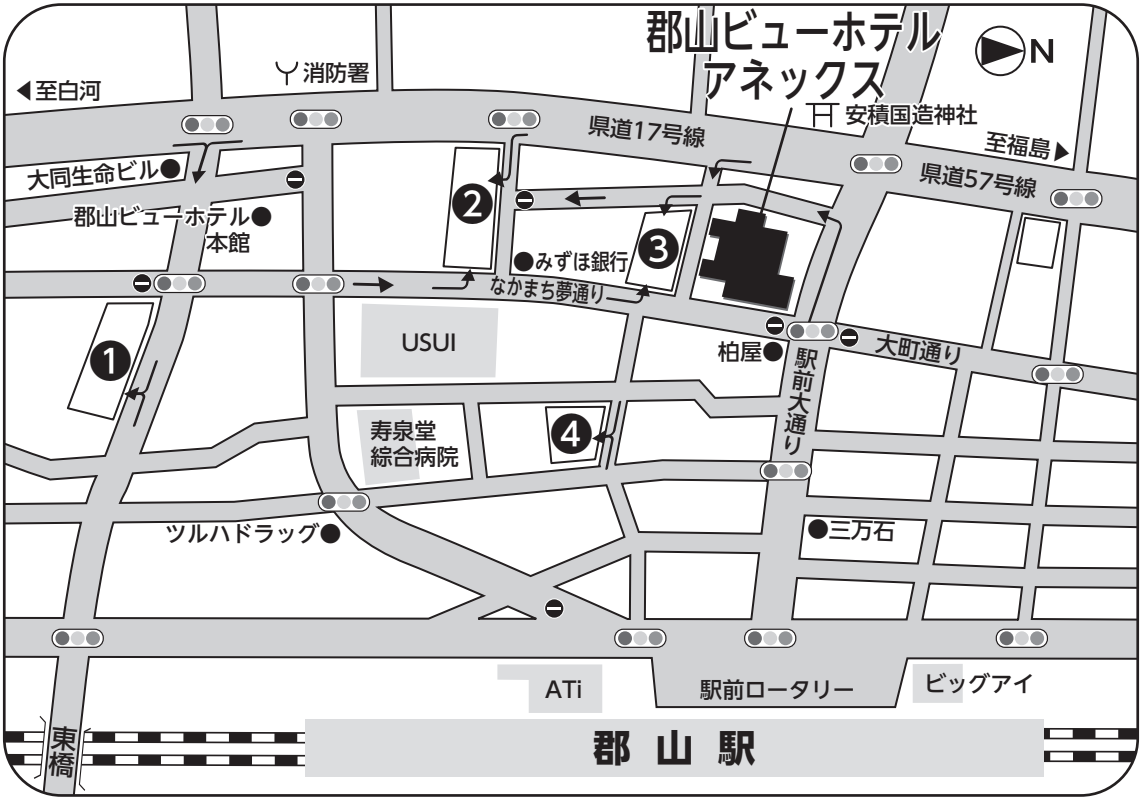
新株予約権１個当たりの公正価額は、割当日における当社株価及び行使価額等の諸条件をもとに、ブラック・ショールズ・モデルを用いて算定した公正な評価に基づくものとする。

⒀　新株予約権の発行に関するその他の内容については、別途開催される取締役会の決議において定める。

以　上

第48回定時株主総会会場ご案内図

会　　場　福島県郡山市中町10番10号
　　郡山ビューホテルアネックス　4階
電　　話　(024) 939−1111



※お車でお越しの際は、地図に記載の駐車場をご利用下さい。

＊ご利用可能な駐車場
❶中町立体駐車場　❷中町中央パーキング　❸ナイスパーク中町　❹パーキングタウンMaggy陣屋

＜交通のご案内＞
●JR郡山駅（西口）より徒歩で約５分
●東北自動車道郡山インターチェンジより車で約25分